

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号：37102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21560658

研究課題名（和文）高頻度語に着目した景観法制定前後の景観形成基準の変化に関する分析

研究課題名（英文）Comparative study on Townscape Control Standards before and after Landscape Act established

研究代表者

日高 圭一郎 (KEIICHIRO HITAKA)

九州産業大学・工学部・教授

研究者番号：80320141

研究成果の概要（和文）：本研究では、景観法制定前後の景観形成基準文を分析し、その変化と背景を明らかにした。得られた主な知見としては、自主条例制度の景観計画への移行の影響として、事前協議における助言・指導の幅を確保するための基準内容の緩和や基準表現の柔軟化を行っている事例があることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This study proposes a comparative study to develop the author's previous research. The research aims to compare townscape control standards before and after Landscape Act established. It also seeks to clarify the effects and the influences of Landscape Act upon townscape control standards.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2010 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：都市計画・建築計画

科研費の分科・細目：景観・環境計画

キーワード：都市計画・建築計画、都市整備、景観・環境、景観法、景観計画、自主条例、景観形成基準

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に関連する既往の研究としては、景観形成地区制度の運用の実態と効果を明らかにしたもの（中井他・2002）、景観条例による開発協議の実態と課題を明らかにしたもの（藤井他・2004）、自主条例から景観法・景観計画への移行に関するもの（秋田・2006、内海・2006）、景観法・景観計画に関するもの（小浦・2008、掘他・2008、室田・2008）がある。まちづくり・都市計画分野で言語に着目した研究としては、まちづくり憲章の言語的特徴を明らかにしたもの（三輪・

2000）、都市マスタープランの表現の明確性などを明らかにしたもの（高木・2007）があるが、景観形成基準の言語的特徴を分析対象とした研究はない。

(2) 筆者が所属する九州産業大学景観研究センターは、景観法制定前の各都市の自主条例としての景観条例による大規模建築物等事前届出制度と景観形成地区制度における景観形成基準で使用される用語の特徴について分析を進めてきた。その過程では、「努める」「配慮」「調和」などの景観形成基準を特

徴づける高頻度語を抽出できている。これらは法的強制力の低い自主条例による景観形成基準の持つ性質が、これらの高頻度語を発生させているものとの結論を得ている。

景観法制定後、各都市で景観法に基づく新たな景観形成基準が作成されている。これらと景観法制定前の自主条例による景観形成基準を、それらを特徴づける高頻度語に着目して比較分析することにより、景観法が、各都市で運用されている景観形成基準の言語表現に、どのように変化を与えているかを把握し、景観法導入の影響と効果を明らかにしたいと考えるに至った。

## 2. 研究の目的

現在、多くの都市で、景観法に基づく景観計画が策定されている。そのなかでは、これまでの自主条例による大規模建築物等や景観形成地区に関する景観形成基準の見直しが行なわれ、これまでとは制度的背景の異なる景観形成基準が、市街地に適用され始めている。自主条例としての景観条例（以下、自主条例という。）による景観形成基準と、景観法による景観形成基準とでは、そのあり方も異なってくるものと考えられる。これまでの景観行政の蓄積としての景観法制定前の景観形成基準が、景観法制定後にどのように見直されたのかを整理しておくことは、後の景観形成基準の作成や運用において重要なことと考えられる。

そこで本研究では、景観法制定前後の景観形成基準文を対象とし、その変化と背景を明らかにすることを目的として実施した。

## 3. 研究の方法

### (1) 景観法制定前後の景観形成地区制度の変化の分析

本研究では、平成 16 年 7 月時点で自主条例に景観形成地区制度が規定された市の 154 地区の景観形成地区のうち、歴史的街並みを維持する地区、自然景観を保持する地区を除き、新市街地又は一般の既成市街地の良好な景観形成を目的とした 39 市 114 地区を対象とした。

この 39 市について、国土交通省のウェブサイト(平成 21 年 12 月 1 日時点)に基づき、各市の景観行政団体への移行状況及び景観計画策定状況を調査し、景観計画が策定されている市について、景観計画を収集した。

次に、平成 16 年 7 月に収集した各市の景観形成地区制度の関係資料と、平成 21 年 12 月に収集した景観計画を比較分析することを通じて、景観法制定前後の景観形成地区制度の変化の分析を行った。

### (2) 景観法制定前後の景観形成基準文の改正パターンの分析

本分析では、景観法制定前後の景観形成基準文の比較分析が可能な、一部改正型の 7 市 25 地区を対象とした。

分析の方法は、句点により区切られる文字列を 1 テキストとして、景観形成基準文を分解し、テキスト単位で改正の有無を調べた。

改正されているテキストを、「削除」「表記・表現変更」「追加」の 3 つのパターンに分類した。さらに、改正類型ごとに、テキストの変更が自主条例制度の景観計画への移行による影響を受けた変更であるかどうかについて分析をした。その過程では、適宜、各都市の景観担当部署にヒアリングを実施した。

### (3) 北九州市の景観法制定前後の景観形成基準文に関する分析

本分析では、景観法制定前後の景観形成基準文の改正パターンの分析の結果、自主条例制度の景観計画への移行による影響の有無については別途詳細な分析が必要であることがわかった北九州市の景観法制定前後の景観形成基準文に関して分析を行う。

北九州市が景観計画のなかで指定している 7 つの「景観重点整備地区」の「建築物等の形態意匠に関する行為の制限に関する事項」を分析の対象とした。この 7 地区は、景観計画策定前には、北九州市都市景観条例(第 2 章 第 8~15 条)に基づき「都市景観整備地区」に指定されており、自主条例に基づく景観形成基準が定められていた(以下、旧基準という。)。この旧基準は、景観計画の策定にあたり、現在、適用されている新基準に見直しが行われている。

見直しが行われたのは景観形成基準文のみであり、基準を適用する地区範囲などの見直しは行われていない。

また、一般に指定地区制度による景観形成では、指定した地区内を小地区に分割して、それぞれに景観形成基準を作成し、地区内に複数の景観形成基準を定めている地区(以下、地区内分割型という。 )と、地区内を分割することなく 1 種類の景観形成基準を定めている地区に分類できる。北九州市の「景観重点整備地区」は地区内分割型であり、各地区が複数の小地区に分割され、それぞれ景観形成基準が作成されている。

この地区内の分割についても、新旧間で見直しは行われていない。

新旧の景観形成基準文を「基準項目」と「基準文」に分け、「基準文」を分析対象とした。「基準文」については、句点により区切られる文字列を 1 テキストとして分解し、集計の基本単位とした。

ここでは、景観形成のための操作要素(以下、操作要素という。 )別に変更テキスト数を集計した結果から、その特徴について述べ

る。操作要素は、建築物本体にかかわるものとして「敷地」「位置」「用途」「形態」「意匠」「建築設備」の6要素、外部空間にかかわるものとして「外構」「駐車・駐輪場」「付属建物・工作物」の3要素の計9要素とした。

#### 4. 研究成果

本研究では、景観法制定前後の景観形成基準文を分析し、その変化と背景を明らかにした。得られた知見を以下に示す。

##### (1) 景観法制定前後の景観形成地区制度の変化の分析

本研究では分析対象とした39市について、国土交通省のウェブサイトに基づき、景観行政団体への移行状況及び景観計画策定状況を調査し、景観計画が策定されている市について、景観計画を収集した。次に、平成16年7月に収集した各市の景観形成地区制度の関係資料と、平成21年12月に収集した景観計画を比較分析することを通じて、景観法制定前後の景観形成地区制度の変化の分析を行った。得られた知見は以下の通りである。

①分析対象とした39市の景観行政団体移行状況及び景観計画策定状況を調査した結果、25市について景観計画が策定されていることがわかった。

②25市76地区の景観計画における景観形成地区制度の規定の有無を調査し、旧景観形成地区と新景観形成地区の同定を行った結果、新旧の同定ができないないケースが25地区、新旧の同定ができるケースが51地区であることがわかった。

③新旧の同定ができた51地区の新旧の景観形成基準文を比較し、その改正状況、改正の程度を調査した結果、景観形成基準文が全部改正されている地区が17地区、景観形成基準文が一部改正されている地区が25地区あることがわかった。

これらのことから、自主条例から景観計画への移行に伴っての景観形成地区または景観形成地区制度自体の取り扱いに地方公共団体間でバラツキがあることがわかった。

##### (2) 景観法制定前後の景観形成基準文の改正パターン分析

次に、景観形成基準文の一部改正されている地区の7市25地区を対象とし、句点により区切られる文字列を1テキストとして、景観形成基準文を分解し、テキスト単位で改正の有無を調べたのち景観形成基準文の新旧対照表を作成することを通じて、都市別に景観形成基準文の改正類型（削除、表記・表現変更、追加）ごとの分析を行い、その改正への自主条例制度の景観計画への移行による影響の有無を調査した。得られた知見は以下の通りである。

##### ①景観形成基準文の改正への自主条例制度

の景観計画への移行による影響の一つとして、色彩に関する基準の追加が出雲市と宮崎市の事例において確認された。これは、自主条例制度から景観計画への移行に伴い、法に基づく勧告を変更命令をする場合に、その判断基準となる景観形成基準に一定の客観性を持たせるためにマンセル値などの色彩基準を設ける地方公共団体が多いことは既往の研究で指摘されており、今回確認できた出雲市と宮崎市の事例もこの傾向の一部と考えられる。

②色彩に関する基準の追加以外の景観形成基準文改正への自主条例制度の景観計画への移行による影響は、北九州市を除く6市においては確認できなかった。

##### (3) 北九州市の景観法制定前後の景観形成基準文に関する分析

さらに、景観法制定前後の景観形成基準文の改正類型の分析の結果、別途詳細な分析が必要であることがわかった北九州市の景観法制定前後の景観形成基準文に関して分析を行った。得られた知見は以下の通りである。

建築物本体の操作要素では「敷地」「位置」「用途」「形態」と、外部空間の操作要素では「駐車・駐輪場」「付属建物・工作物」の各操作要素において削除されたテキストまたは各操作要素で表現変更における削除された文言の多くは、敷地利用や建築計画に影響を与える可能性があり、景観形成基準に適合させることによって、建築主に経済的負担が発生することなどが予想され、厳格に基準を適用することが困難になる場合も想定されるため、新基準において削除されていると推察される。

建築物本体の操作要素である「位置」「用途」「意匠」「建築設備」と、外部空間の操作要素である「外構」「駐車・駐輪場」「付属建物・工作物」の各操作要素において表現変更されたテキストでは、従前の抽象的な表現を具体的な表現に変更するケースと、「する」などの断定的な表現を「努める」や「配慮する」など、柔軟な表現に変更するケースが多い。また限定的な表現を削除し、景観形成のための対応の幅を広げるケースも多く見られた。

これらの削除や表現変更は、自主条例に基づく強制力の弱い景観形成基準から法に基づく強制力の強い景観形成基準になったことを背景に、事前協議における助言・指導の幅を確保するための見直しに該当するものと考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

- ①日高圭一郎、小林努、山下三平、片岡寛之、  
景観法制定前後の景観形成基準文の変化に  
関する分析その 2、九州産業大学工学部研究  
報告、査読無、第 47 号、2011、61-66
- ②日高圭一郎、高頻度使用語に着目した景観  
形成基準の構造的特徴の分析 -景観法制定  
前の自主条例による基準文を対象として-、  
日本建築学会計画系論文集、査読有、第 75  
巻第 658 号、2010、2881-2887
- ③日高圭一郎、山下三平、片岡寛之、景観法  
制定前後の景観形成基準文の変化に関する  
分析、九州産業大学工学部研究報告、査読無、  
第 46 号、2009、107-112

〔学会発表〕(計 5 件)

- ①小林努、日高圭一郎、山下三平、片岡寛之、  
景観法制定前後の景観形成基準文の変化に  
関する分析、日本建築学会学術講演梗概集  
F-1 分冊、2011 年 8 月 23 日、2011 年度日本  
建築学会大会(関東)早稲田大学
- ②小林努、日高圭一郎、山下三平、片岡寛之、  
景観法制定前後の景観形成基準文の変化に  
関する分析、日本建築学会九州支部研究報告  
集第 50 号、2011 年 3 月 6 日、2010 年度第 50  
回日本建築学会九州支部研究発表会(鹿児島  
大学)
- ③千ノ木優斗、永田佳裕、小林努、日高圭一  
郎、山下三平、片岡寛之、景観法制定前後の  
景観形成基準文の変化に関する分析 その 1、  
日本建築学会学術講演梗概集F-1 分冊、2010  
年 9 月 10 日、2010 年度日本建築学会大会(北  
陸)富山大学
- ④永田佳裕、千ノ木優斗、小林努、日高圭一  
郎、山下三平、片岡寛之、景観法制定前後の  
景観形成基準文の変化に関する分析 その 2、  
日本建築学会学術講演梗概集F-1 分冊、2010  
年 9 月 10 日、2010 年度日本建築学会大会(北  
陸)富山大学
- ⑤小林努、千ノ木優斗、永田佳裕、日高圭一  
郎、山下三平、片岡寛之、景観法制定前後の  
景観形成基準文の変化に関する分析 その 3、  
日本建築学会学術講演梗概集F-1 分冊、2010  
年 9 月 10 日、2010 年度日本建築学会大会(北  
陸)富山大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

日高 圭一郎 (KEIICHIRO HITAKA)  
九州産業大学・工学部・教授  
研究者番号：80320141

### (2) 研究分担者

山下 三平 (SAMPEI YAMASHITA)  
九州産業大学・工学部・教授  
研究者番号：50230420  
片岡寛之 (HIROYUKI KATAOKA)  
北九州市立大学・都市政策研究所・准教授